

施策の方向性①：津波に強い港湾施設をつくる。
 施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成24年度の取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		

アクション目標(5)：流出被害低減機能の確保

<p>①-8 小型船舶係留索の強化</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 船舶の大きさに応じた係留索の強度及び係留方法を検討し、船舶所有者に対して啓発を行う</p> <p>【関連アクション】</p>			<p>【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 船舶所有者</p>	<p>【小会議分類】 海上対策関係小会議</p>
				<p>【進捗状況等】 府は、小型船舶係留索の強化について、水面占有者に対し、継続許可時に指導を行っており、市港湾局は、所有船舶について、別途検討された船舶の大きさに合わせた係留索への交換を実施している。 今後もこの取組の継続と、業界団体等を通じて啓発事業の中で安全管理を指導していくとともに、許可を要しない場所での係留船舶への周知徹底が必要である。</p>

平成25年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 ※南海トラフ巨大地震想定に対する新たな取り組みや課題
<p>【大阪府西大阪治水事務所】 占有者に対して、継続許可時等に注意喚起を行っている。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務)本市においても、水面占有者に対し、継続許可時に安全管理を指導している。</p>	<p>【大阪府西大阪治水事務所】 今年度、特に指導が必要と思われる占有者に対して、立入調査を行い指導を行う。</p>

<p>①-9 小型船舶等の保管場所の確保</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 小型船舶に対する係留・保管場所について検討し、係留・保管に必要な空間を確保する</p> <p>【関連アクション】</p>			<p>【実施主体】 大阪市港湾局 企業(マリーナ運営会社)</p> <p>【関連機関】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部</p>	<p>【小会議分類】 海上対策関係小会議</p>
				<p>【進捗状況等】 放置艇等対策として国土交通省港湾局が、平成19年4月に「放置等禁止区域の指定に関するガイドライン」を作成。 大阪港内での保管、係留管理に適する場所の確保が非常に困難な状況である。</p>

平成25年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 ※南海トラフ巨大地震想定に対する新たな取り組みや課題
<p>【大阪市港湾局】 (海務)小型船等の保管が可能な場所について、引き続き選定できる施設の検討を行っている。</p>	

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる

施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成24年度の取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(12)：流出被害低減体制の確保

<p>②-20 放置艇・沈船の監視等の充実及び撤去体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 津波来襲時の被害増大を招く放置艇や沈船の定期監視及び警告の強化、及び改善が無い場合についての処置(撤去等)方法について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】</p>			<p>【実施主体】</p> <p>大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>■</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪海上保安監部</p>	<p>【小会議分類】 海上対策関係小会議</p>
				<p>【進捗状況等】</p> <p>船艇による調査を実施し、大阪港海上保安監部と連携して所有者への撤去指導を行なうとともに、所有者不明船舶の撤去を実施している。 引き続き放置艇・沈船の調査を実施するとともに、沈船回収を実施する予定である。</p>

平成25年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) 現在、放置艇等の調査を実施しており、沈船については順次予算措置をし撤去を行っている。 (海上保全) 放置艇を把握するために、船舶検査済票により検査切れ対象船等の調査を行っている。 また、沈船についても隻数の把握に努めている。 平成25年度は、沈船(バラバラになった木造船)2隻の回収を行った。</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 ※南海トラフ巨大地震想定に対する新たな取り組みや課題</p> <p>【大阪市港湾局】 (海上保全) 放置艇及び沈船の調査を引き続き行うとともに、調査済み沈船については順次回収を行っていく予定。</p>
--	--

施策の方向性③：避難・救助を支援する
 施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成24年度の取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		

アクション目標(17)：船舶避難の迅速化

<p>③-1 ポートラジオ等の活用による船舶への防災情報の発信体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 ポートラジオ等を用いて、船舶・船員等への避難情報、及び外国船等への情報伝達方法・実施体制について検討を行い、実施するとともに、複数の情報伝達手段を検討する</p> <p>【関連アクション】 ④-2</p>	■			<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 「大阪港船舶津波対応要領(暫定版)」について、大阪海上保安監部が被害を受けた場合には第五管区海上保安本部から情報が発令できるよう、勧告名称を統一する内容で改訂し、大阪府に津波警報発令時、港外避難が迅速に実施されるよう大阪府と共に関係者に周知した。 船舶代理店に対しては、携帯電話等による「おおさか防災ネット」登録による「防災情報」の情報収集のためのメール受信を行うよう周知した。情報提供については、港湾管理者とポートラジオが連携し、迅速に情報伝達を行う。 また、第五管区海上保安本部では、平成24年12月1日から、管下保安部署が地震、津波等により通信機能が遮断された場合を想定し、各港長等が発出する勧告等につき、国際VHF放送による各船舶局への周知、インターネットファックスによる各港海事関係者への配信及び放送機関への広報を実施するとともに、沿岸域情報提供システム(MICS)により周知する取り組みを開始している。</p>
--	---	--	--	--	---

平成25年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) 今年度、近畿運輸局および公益社団法人神戸海難防止研究会が開催している津波による船舶の避難等に係る検討会等が開催されており、津波発生時の船舶への情報伝達手段の整理等を行い船舶ごとのマニュアル作りのための指針等の策定や船舶の避難に係る課題の検討を実施している。</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 ※南海トラフ巨大地震想定に対する新たな取り組みや課題</p> <p>【大阪海上保安監部】 ・継続して大阪市港湾局と検討を行う。</p>
--	--

<p>③-2 船舶の避難マニュアルの整備</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 港内の大型船の被災を避けるため、港外避難する際の出港順序等の避難方法について検討を行い、関係機関や船社に対する避難マニュアルをとりまとめる</p> <p>【関連アクション】</p>	■		<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪船主会 大阪フェリー協会 企業(船舶代理店)</p>	<p>【小会議分類】 海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部と連携し、大阪府・大阪市ともに船舶津波対応要領を作成し、関係者に周知した。(大阪府・平成23年3月、大阪市・同6月) 船舶、代理店、関係者の取るべき措置等を定めているが、船舶避難の優先順位の調整や3.11東日本大震災の教訓を踏まえた対策を作成することが課題となっている。</p>
---	---	--	--	---

平成25年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) 今年度、近畿運輸局および公益社団法人神戸海難防止研究会が開催している津波による船舶の避難等に係る検討会等が開催されており、津波発生時の船舶への情報伝達手段の整理等を行い船舶ごとのマニュアル作りのための指針等の策定や船舶の避難に係る課題の検討を実施している。</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 ※南海トラフ巨大地震想定に対する新たな取り組みや課題</p> <p>【大阪海上保安監部】 ・継続して大阪市港湾局と検討を行う。</p> <p>【大阪船主会】 国土交通省による津波避難マニュアルのガイドライン、また大阪市港湾局、大阪海上保安監部による避難の優先順位を含めた具体的な避難対策の進捗に応じ、大阪船主会会員各社への展開を実施する予定。</p>
--	---

<p>③-3 港外避難に有利な着岸形式の検討</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 港内の大型船の被災を避けるため、船舶着岸形式の出船形式への変更に向けての検討を行う</p> <p>【関連アクション】</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪海上保安監部 神戸海難防止研究会 大阪船主会 大阪フェリー協会 大阪港運協会 企業(船舶代理店)</p>	<p>【小会議分類】 海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 荷役に有利な位置での着岸を要求されるものの極力出船形式での着岸を求めているが、時間と費用が嵩むことや強制力が無いこともあり100%実施が困難な状況である。 フェリー船等は、専用岸壁化した施設整備の問題や、相手港の関係もあり、出船形式への変更は難しい状況となっている。</p>
---	---	--	---	---

平成25年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) ③-1, 2において船舶の避難時に検討し抽出された課題をもとに、ひきつづき検討を行っていく。</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 ※南海トラフ巨大地震想定に対する新たな取り組みや課題</p> <p>【大阪船主会】 基本的には出船係留が望ましいことは言うまでもなく、大阪船主会としては出船係留を希望するものであるが、荷役への支障、あるいは岸壁設備改造等の必要性を考慮すると、船種・船型、岸壁立地等で個別な対応の検討が必要と考える。</p>
--	---

③-4 災害時における小型船舶の緊急避難水(海)域の設定可能性の検討 【対象被害項目】 船舶 【内容】 港内で停泊中の小型船舶が避難するための水域の確保について検討を行う 【関連アクション】			■	【実施主体】 大阪市港湾局	【小会議分類】 海上対策関係小会議
				【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪府西大阪治水事務所	【進捗状況等】 大阪港内には適当な水域がなく、避難水域の確保が困難な状況であるが、引き続き関連機関などと検討を行うとともに、視点を変えた係留場所や港外退避について検討を実施する。

平成25年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 ※南海トラフ巨大地震想定に対する新たな取り組みや課題
【大阪市港湾局】 (海務) 大阪湾西部(淡路島東側沖)が水深があるため避難水域に適しているとの検討結果もあり、今後もひきつづき関連機関と検討をおこなっていく。	

施策の方向性④：情報の共有化を図る
施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成24年度の取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		

アクション目標(20)：船舶避難情報の充実

④-2 ポートラジオ等の活用による船舶への防災情報の発信体制の確保 【対象被害項目】 船舶 【内容】 ポートラジオ等を用いて、船舶・船員等への避難情報、及び外国船等への情報伝達方法・実施体制について検討を行い、実施する。 【関連アクション】 ③-1			■	【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局	【小会議分類】 海上対策関係小会議
				【関連機関】 なし	【進捗状況等】 「大阪港船舶津波対応要領(暫定版)」について、大阪海上保安監部が被害を受けた場合には第五管区海上保安本部から情報が発令できるよう、勧告名称を統一する内容で改訂し、大阪府に津波警報発令時、港外退避が迅速に実施されるよう大阪府と共に関係者に周知した。 船舶代理店に対しては、携帯電話等による「おおさが防災ネット」登録による「防災情報」の情報収集のためのメール受信を行うよう周知した。情報提供については、港湾管理者とポートラジオが連携し、迅速に情報伝達を行う。 また、第五管区海上保安本部では、平成24年12月1日から、管下保安部署が地震、津波等により通信機能が遮断された場合を想定し、各港長等が発出する勧告等につき、国際VHF放送による各船舶局への周知、インターネットファックスによる各港海事関係者への配信及び放送機関への広報を実施するとともに、沿岸域情報提供システム(MCS)により周知する取り組みを開始している。

施策の方向性⑤：被災した港湾を早期に復旧する

施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成24年度の取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		
アクション目標(29)：波及被害の低減					
<p>⑤-10 渡船機能の確保</p> <p>【対象被害項目】 港湾機能</p> <p>【内容】 渡船の機能を確保するための実施方法について検討を行い、実施する（誘導標識の整備、渡船係留索の強化等）</p> <p>【関連アクション】</p>			■	<p>【実施主体】 大阪市建設局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 避難地等を記載した周辺見取図を各渡船場に整備するとともに、渡船被災時の渡船利用（運行状況等）に関する情報をホームページで周知した。 また、渡船機能を確保するため、係留索の強化（増取・強化）を行うこととしているが、今後は津波の影響がないエリア（上流河川等）に退避するなど、避難場所について検討を実施する。</p>
平成25年度					
「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容				アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 ※南海トラフ巨大地震想定に対する新たな取り組みや課題	
<p>【大阪市建設局】 係留の強化を行う。</p> <p>【大阪市港湾局】 （船舶）避難場所については、津波来襲時のシミュレーション数値を基に、流速や、海面の高低状況を確認し、水域の広さについても確保できるかなどを考慮したうえで、比較的影響の少ない水域について検討をすすめている</p>				<p>【大阪市建設局】 係留の強化を徹底する。</p>	